



令和 6 年度 第 1 回 宇土市地域公共交通会議 宇土市地域公共交通活性化協議会資料

令和 6 年 6 月 2 7 日 (木) 1 0 時～
宇土市役所 1 階会議室 1

協議事項

【議案第 1 号】 宇土市地域公共交通活性化協議会の令和 5 年度事業報告及び令和 6 年度事業計画等について

【議案第 2 号】 令和 5 年度の運行実績に基づく令和 7 年度の目標値の設定について

【議案第 3 号】 ミニバス「のんなっせ」轟線の減便等について（R6.10改正予定）

【議案第 4 号】 令和 7 年度地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統補助)に係る計画認定申請について

報告事項

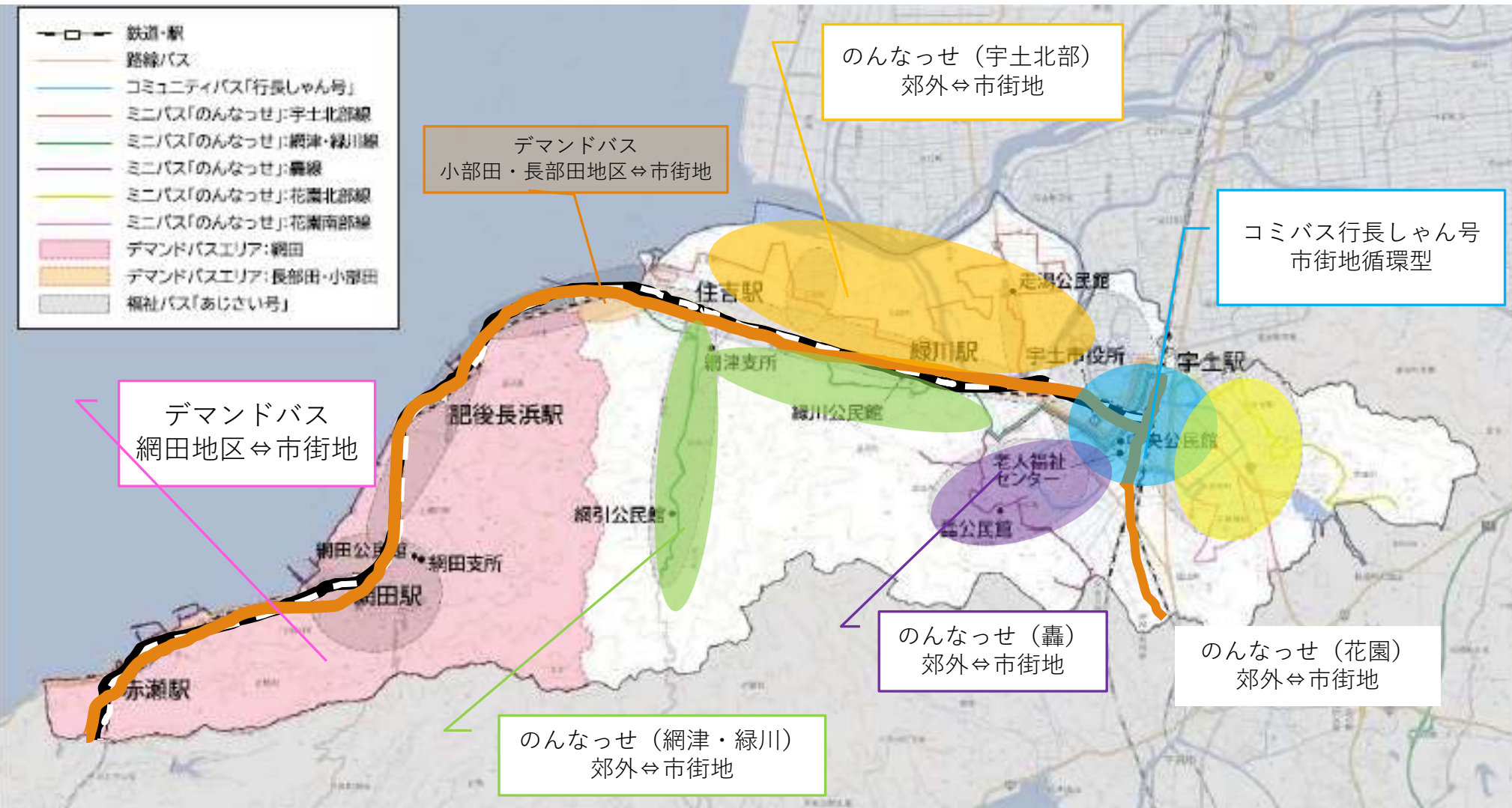
【報告第 1 号】 コミバス「行長ちゃん号」ルート見直しについて（R6.10改正予定としていた案件）

【報告第 2 号】 今後の協議運賃の取扱いについて

【報告第 3 号】 宇土市予約型乗合タクシー「のりのり号」デジタル化実証事業について

【報告第 4 号】 本市の地域公共交通に関する要望及び課題について

参考：宇土市の公共交通網



参考：宇土市の公共交通体系



主体	公共交通機関	事業者数	事業者	路線数
民間	路線バス	3	九州産交バス	4
			産交バス	4
			熊本バス	1
	鉄道	1	ＪＲ	ＪＲ鹿児島本線
				ＪＲ三角線
	タクシー	2	市内事業者	－
公営	福祉タクシー	5	市内事業者	－
	コミュニティバス 「行長ちゃん号」	1	産交バス	1
	ミニバス 「のんなっせ」	2	市内タクシー事業者	5
	予約型乗合タクシー 「のりのり号」	1	市内タクシー事業者	－
	福祉バス 「あじさい号」	1	市内事業者	9

宇土市地域公共交通活性化協議会の令和 5 年度事業報告及び
令和 6 年度事業計画等について



1 令和 5 年度 事業報告

公共交通に対する市民の関心度を高め、利用者数の増加を図るため、以下の事業を実施した。

- | | |
|---------------------|-----|
| ① ミニバス「のんなっせ」バス停の整備 | P 5 |
| ② コミュニティバス・ミニバス無料運行 | P 6 |
| ③ 公共交通マップ印刷・配布 | P 8 |
| ④ 公共交通の利用促進に係る利用啓発 | P 8 |
| ⑤ 公共交通の利用促進に係る情報発信 | P 9 |
| ⑥ 宇土市予約型乗合タクシーの愛称決定 | P 9 |

①ミニバス『のんなっせ』バス停の整備

【バス停の現状】

- ・令和4年10月に運行開始10年を迎えたミニバス『のんなっせ』のバス停が老朽化
- ・そもそもバス停がない場所や、公民館の掲示板に時刻表を掲示し他の掲示物に埋もれているもの、ごみ箱に設置しているものなど、バス停だと認識するのが困難な場所が多く存在



【整備】

- ・全停留所126箇所中（R6.3.31時点）、老朽化していた29基のバス停を更新し、分かりやすく安心して乗車してもらえる環境を整備

【今後の予定】

- ・引き続き、ルートの見直し時等に、バス停について確認を行い、必要な箇所の整備を行っていく。



②コミュニティバス・ミニバス無料運行（市予算で実施するため協議会予算は0円）

【実施】

- ・乗車機会を創出し、新規利用者の掘り起こしにつなげるため、令和5年10月の1箇月間、コミュニティバスとミニバスの双方で無料運行を実施した。

（利用者：コミュニティバス 1,323人／月 ミニバス 631人／月）

- ・令和6年2月17日に宇土シティモールで開催された行長しゃん関連のイベントで、コミュニティバスの無料運行を実施した。

（利用者：コミュニティバス 180人／日）

- ・利用者アンケートは、実施方法を工夫し、電子申請を可能とした。



【行長しゃん関連のイベント】
（新庁舎完成記念 ご当地キャラinうと）

【効果】

- ・無料運行実施後は、ほとんどの月で、コミュニティバスとミニバスともに、利用者が前年度の同月を上回った。

【今後の方針】

- ・アンケート結果を踏まえ、運行ルートの見直し・ダイヤ改正を検討し、宇土市地域公共交通計画に基づく使いやすい最適な交通体系を検討していく。

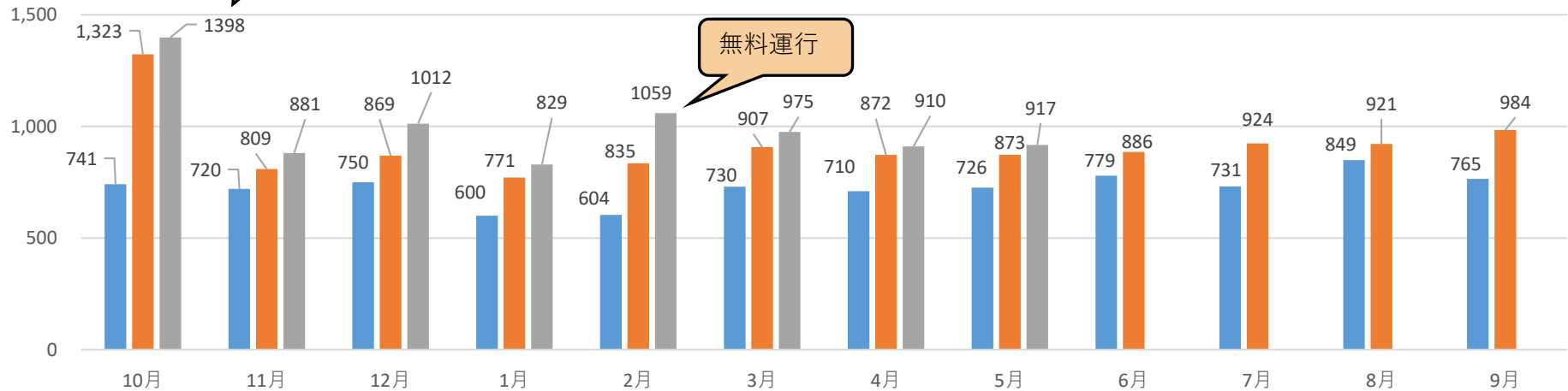
【参考：無料運行後の利用者数の月別推移】



コミュニティバス「行長ちゃん号」利用者数の月別推移 (R4年度～R6.5月)

単位：人

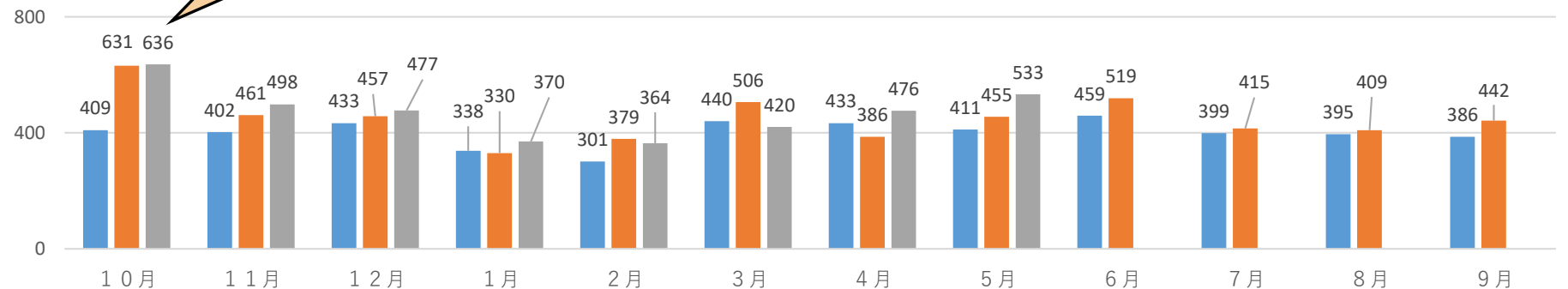
無料運行



ミニバス「のんなっせ」利用者数の月別推移 (R4年度～R6.5月)

単位：人

無料運行



③公共交通マップ印刷・配布

令和3年度に作成した公共交通マップを最新情報に更新・増刷し、各種説明会・イベント等において活用し、広く周知した。

④公共交通の利用促進に係る利用啓発

主な利用者である高齢者向けに福祉関係部署と連携し、各種説明会において公共交通の利用促進について周知を行った。

参加者からは「「のりのり号」のことを初めて知った。」「自宅まで送迎してもらえるのは、とても便利。ぜひ登録して利用してみたい。」といった声が聞かれた。

また、新規利用者の掘り起こしのため、イベント等で公共交通について周知を行った。



【ふれあいクラブでの説明の様子】



【イベントで子どもたちの
行長ちゃんの塗り絵をバスに掲示】

⑤公共交通の利用促進に係る情報発信（既存の媒体を活用するため協議会予算は0円）

広報紙やチラシの作成・HP・各種SNS（LINE・Facebook・Instagram）など様々なツールを活用し、幅広い年齢層へ届くように繰り返し情報発信を行った。



⑥宇土市予約型乗合タクシーの愛称決定

運行エリア校区の網田・網津小学校の児童から愛称を募集（R5.12～R6.1）。

応募総数112点中から、最終的に令和5年度第2回宇土市地域公共交通会議・宇土市地域公共交通活性化協議会で委員の投票により「のりのり号」に決定（右：R6.4月号広報うとに掲載）

予約型乗合タクシー（旧：デマンドバス）の愛称は、「のりのり号」に決定！



「のりのり号」の提案者 網津小1年 高川一華さん
網田・網津小を対象に愛称を募集。地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会で決定しました。

2 令和5年度 収支決算及び監査報告

歳入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	備考
1 補助金	1,100,000	1,098,957	▲1,043	県補助金 824,000円 市補助金 274,957円
2 繰越金	0	0	0	
3 雑入	0	0	0	
合計	1,100,000	1,098,957	▲1,043	

収入済額 1,098,957円

支出済額 1,098,957円

差引残額 0円

以上のとおり報告します。

令和6年3月29日

宇土市地域公共交通活性化協議会
会長 谷崎 淳一

歳出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	備考
1 委託料	800,000	783,640	▲16,360	バス停整備費用 702,680円 予約型乗合タク シーマグネット・ プレート 80,960円
2 印刷費	200,000	109,890	▲90,110	公共交通マップ 印刷 109,890円
3 消耗品等	100,000	205,427	105,427	消耗品 203,271円 振込手数料 2,156円
4 予備費	0	0	0	
合計	1,100,000	1,098,957	▲1,043	

令和6年6月14日に、令和5年度事業実績並びに収支決算関係帳簿等について慎重に監査しましたところ、その内容は適切なものと認められましたので、ここに報告します。

令和6年6月14日

監事 合志 亨



監事 草野 一人



3 令和6年度 事業計画（案）



(1) ミニバス『のんなっせ』停留所の整備（R6.7月～）

停留所だと認識するのが困難な停留所を整備し、分かりやすく安心して乗車してもらえるようにする。

（参考：全停留所130箇所中（R6.4.1時点）、今年度整備予定箇所3箇所）

(2) コミュニティバス、ミニバス無料運行（市予算で実施するため協議会予算は0円）（R6.10月）

昨年度実施した無料運行の結果、利用者は増加し、無料運行による乗車機会の創出は効果的であったため、今年度も無料運行を実施し、新規利用者の獲得につなげる。

(3) 公共交通マップ配布（随時）

公共交通の利用につなげるため、人が多く訪れる施設や医療機関、各種公共交通機関等へマップを設置し、各種説明会・イベント等においても乗車機会の創出につながるようマップの配布を行う。

(4) 公共交通の利用促進に係る利用啓発（随時）

主な利用者である高齢者向けに福祉関係部署と連携し、各種説明会において公共交通の利用促進について周知を行う。新規利用者の掘り起こしのため、イベント等で公共交通についての周知を行う。

(5) 公共交通の利用促進に係る情報発信（随時）

公共交通の利用促進に向け、広報紙や市ホームページ、SNS等で情報発信を行う。

(6) 宇土市地域公共交通会議・宇土市地域公共交通活性化協議会の開催（年2回程度（R6.6月、R7.1月））

地域の実情やニーズに応じた適切な交通手段（地域コミュニティバス、路線バス、JR等）の選択及び運行ルートなどについて、議論し、合意形成を図ります。

4 令和6年度 収支予算（案）



歳入の部

（単位：円）

項目		予算額	備考
1	補助金	140,000	市補助金 140,000
2	繰越金	0	
3	雑入	0	
合計		140,000	

歳出の部

（単位：円）

項目		予算額	備考
1	委託料	100,000	ミニバス「のんなっせ」 停留所更新委託料（3基） 100,000
2	消耗品等	40,000	消耗品 30,000 振込手数料 10,000
3	予備費	0	
合計		140,000	

予算：対前年比▲87.3%（令和5年度予算1,100千円）

【理由】 令和6年度は、県補助金（地域づくり夢チャレンジ推進補助金）824千円が皆減となったため。

※当該補助事業は、令和5年度で終了

①コミュニティバス
「行長ちゃん号」



市街地循環型

乗車定員：33人
運 行：路線定期
区 域：中心市街地
運 賃：150円均一
運行日：月曜から土曜
1日8便
ルート数：1（右回り・左回り）
運行主体：産交バス株式会社

②ミニバス
「のんなっせ」



郊外部←→市街地間の運行

乗車定員：9人
運 行：路線定期
区 域：郊外部←→市街地間
運 賃：200円均一
運行日：週1～3日
1日3～4便運行
ルート数：5
運行主体：市内タクシー2事業者

③予約型乗合タクシー
「のりのり号」



郊外部←→市街地間の運行

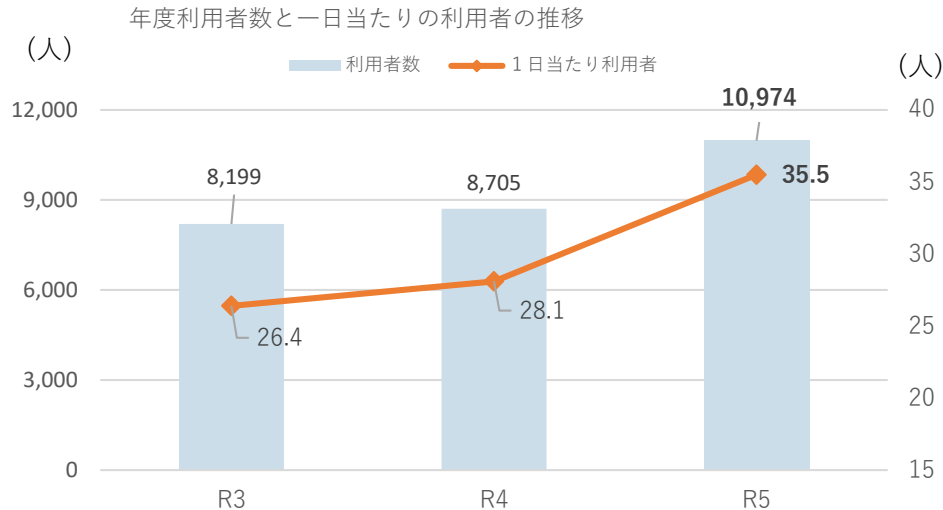
乗車定員：小型4人、大型9人
運 行：区域
区 域：郊外部←→市街地間
運 賃：600円～900円
運行日：週5日（月曜から金曜）
1日6便運行
運行主体：市内タクシー1事業者

1 令和5年度の運行実績（コミュニティバス）



① コミュニティバス「行長ちゃん号」

ア) 直近3年の利用状況



年度	運行便数	運行日数	利用者数	1便当たり利用者	1日当たり利用者
令和3年度 R2.10～R3.9	2,480便	310日	8,199人	3.3人/便	26.4人/日
令和4年度 R3.10～R4.9	2,480便	310日	8,705人	3.5人/便	28.1人/日
令和5年度 R4.10～R5.9	2,468便	309日	10,974人	4.5人/便	35.5人/日

イ) 直近の利用状況

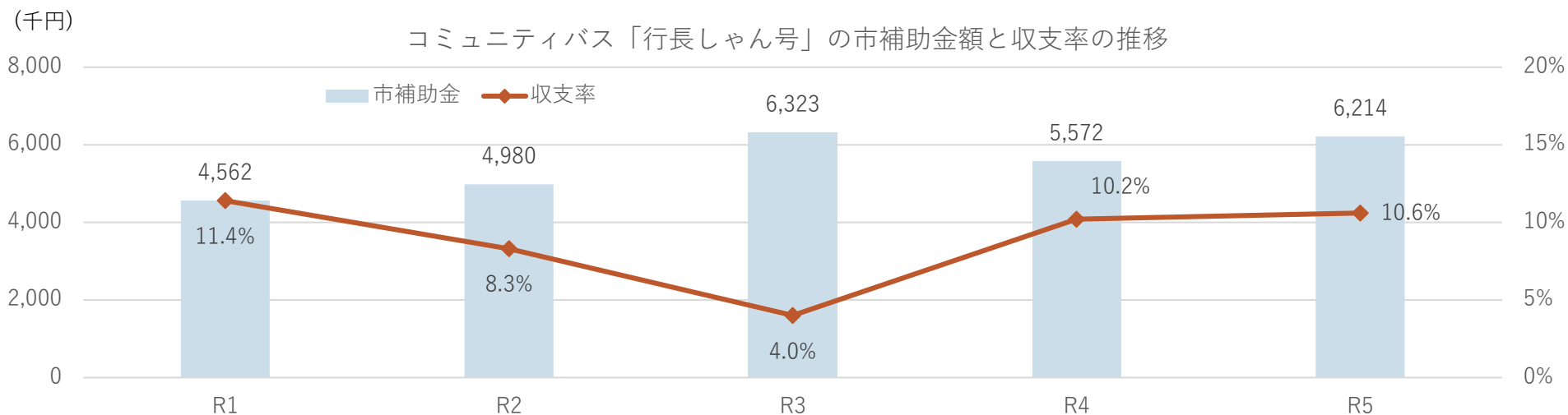
※R3.5.17～9.30は、新型コロナウイルスワクチン接種無料運行実施

年月	利用者数	前年同月比	1便当たり利用者	1日当たり利用者	備考
令和6年 1月	829人	+7.5%	4.2人/便	33.2人/日	R6.2月の利用者数が増加したのは、宇土シティで開催された、ゆるキャライベントに合わせて行長ちゃん号の無料運行を実施したため。
2月	1,059人	+26.8%	5.3人/便	42.4人/日	
3月	975人	+7.5%	4.7人/便	37.5人/日	
4月	910人	+4.4%	4.4人/便	35.0人/日	
5月	917人	+5.0%	4.3人/便	34.0人/日	

① コミュニティバス「行長しゃん号」

ウ) 直近3年の運行事業費と収支率

年度	運行事業費	運行事業費の財源			収支率
		運賃収入	国庫補助	市補助金	
令和3年度 R2.10～R3.9	10,169,868円	403,143円	3,444,000円	6,322,725円	4.0% ※コロナワクチン接種無料運行の実施に伴い運賃収入が減少したが、利用者は増加。
令和4年度 R3.10～R4.9	10,106,192円	1,026,935円	3,508,000円	5,571,257円	10.2%
令和5年度 R4.10～R5.9	10,734,941円	1,136,046円	3,385,000円	6,213,895円	10.6%



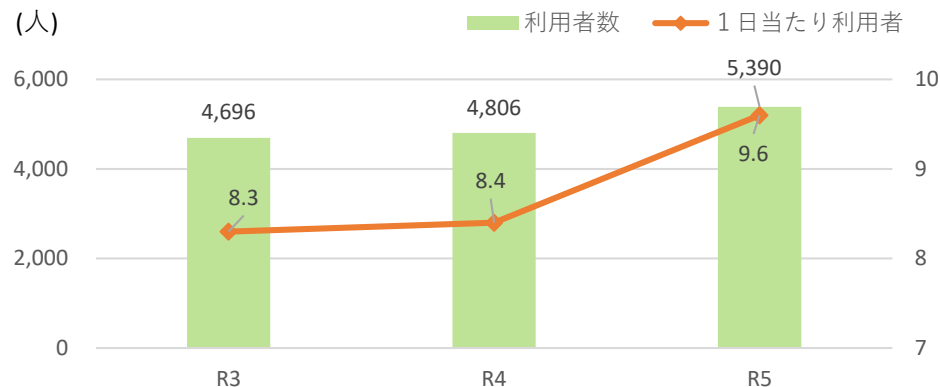
2 令和5年度の運行実績（ミニバス）



② ミニバス「のんなっせ」

ア) 直近3年の利用状況

年度利用者数と1日当たりの利用者の推移



年度	運行便数	運行日数	利用者数	1便当たり利用者	1日当たり利用者
令和3年度 R2.10～R3.9	1,927便	569日	4,696人	2.4人／便	8.3人／日
令和4年度 R3.10～R4.9	1,960便	570日	4,806人	2.5人／便	8.4人／日
令和5年度 R4.10～R5.9	1,952便	563日	5,390人	2.8人／便	9.6人／日

※R3年度に花園方面の運行便数を週1日から2日に増便した。

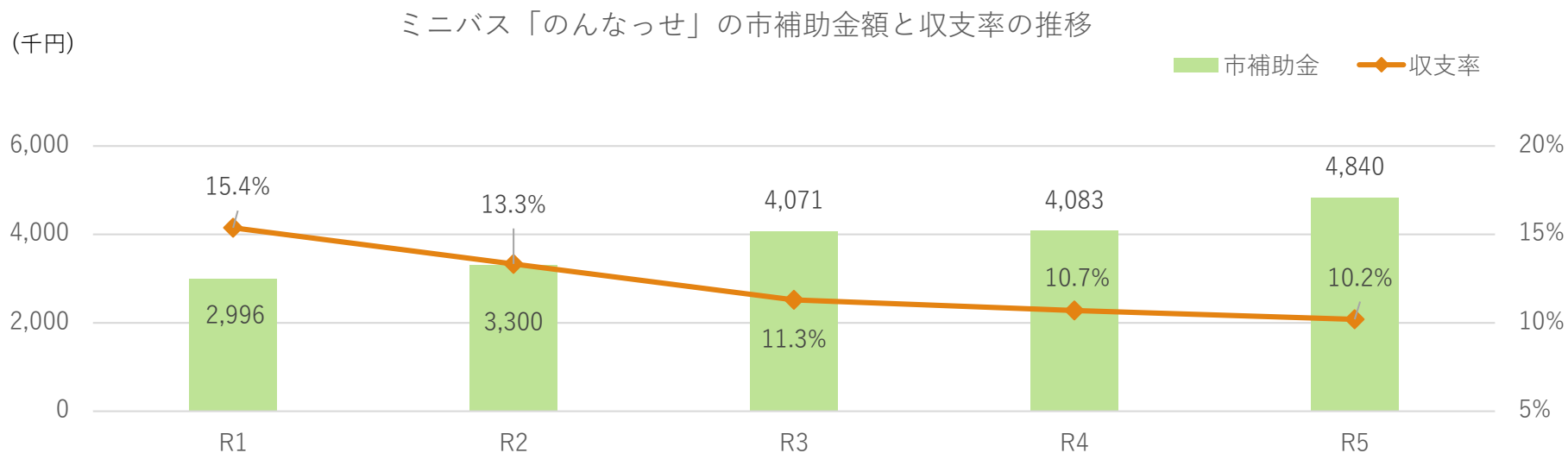
イ) 直近の系統別の利用状況

年月	網津・緑川線 (月・木・金)	前年 同月	轟線 (木)	前年 同月	宇土北部線 (月・水・木)	前年 同月	花園北部線 (水・金)	前年 同月	花園南部線 (水・金)	前年 同月
令和6年1月	146人	+12.3%	6人	▲33.3%	86人	+21.1%	80人	+15.9%	52人	+2.0%
2月	139人	▲3.5%	6人	▲40.0%	102人	+36.0%	76人	▲9.5%	41人	▲37.9%
3月	154人	▲18.9%	3人	▲82.4%	117人	+25.8%	87人	▲22.3%	59人	▲37.2%
4月	174人	+6.7%	11人	▲26.7%	147人	+98.6%	93人	+27.4%	51人	▲16.4%
5月	187人	▲2.1%	9人	▲18.2%	161人	+64.3%	117人	+33.0%	59人	▲11.9%

② ミニバス「のんなっせ」

ウ) 直近3年の運行事業費と収支率

年度	運行事業費	運行事業費の財源			収支率
		運賃収入	国庫補助	市補助金	
令和3年度 R2.10～R3.9	7,352,134円	831,637円	2,450,000円	4,070,497円	11.3%
令和4年度 R3.10～R4.9	7,803,702円	836,365円	2,885,000円	4,082,337円	10.7%
令和5年度 R4.10～R5.9	8,101,952円	822,819円	2,439,000円	4,840,133円	10.2%

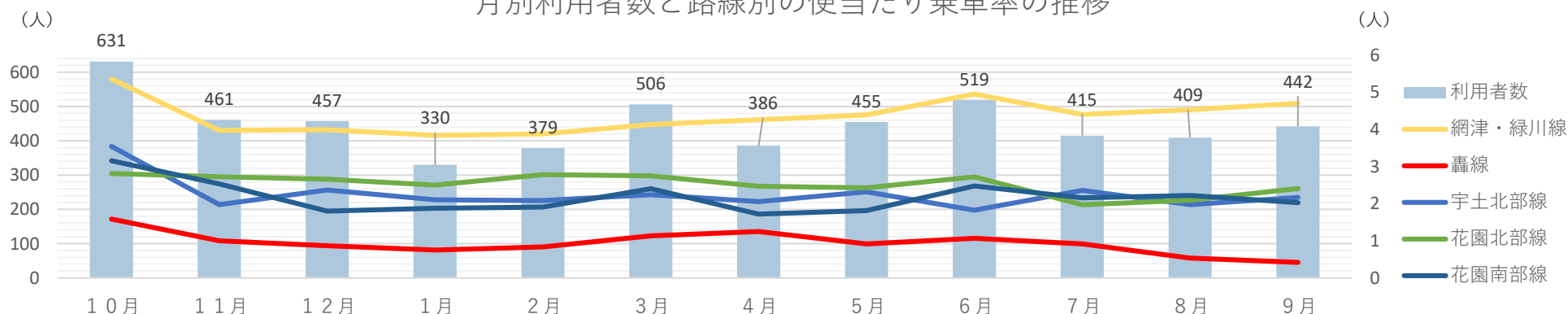


② ミニバス「のんなっせ」

エ) 系統別の収支率等の状況 (R4.10～R5.9)

系統	運行便数	運行日数	利用者数	前年比	利用者数 1便当たり	前年比	利用者数 1日当たり	前年比	R5 収支率	前年比
網津・緑川 (月・木・金)	521便	154日	2,292人	+27.1%	4.4人	+22.2%	14.9人	+28.4%	13.0%	+0.5ポイント
轟 (木)	156便	52日	146人	+2.1%	0.9人	0.0%	2.8人	0.0%	4.6%	▲0.8ポイント
宇土北部 (月・水・木)	459便	153日	1,035人	▲20.3%	2.3人	▲17.9%	6.8人	▲19.0%	6.9%	▲3.3ポイント
花園北部 (水・金)	408便	102日	1,104人	+20.5%	2.7人	+22.7%	10.8人	+22.7%	13.4%	+0.8ポイント
花園南部 (水・金)	408便	102日	813人	+25.9%	2.0人	+25.0%	8.0人	+29.0%	9.2%	+0.8ポイント
全体	1,952便	563日	5,390人	+12.2%	2.8人	+12.0%	9.6人	+14.3%	9.4%	▲1.3ポイント
備考	宇土北部線の利用者が減少している。轟線の1便当たりの利用者数は、0.9人（昨年と同数）と低い状況が続いている。									

月別利用者数と路線別の便当たり乗車率の推移



3 令和5年度の運行実績（予約型乗合タクシー）



③ 予約型乗合タクシー

ア) 直近3年の利用状況

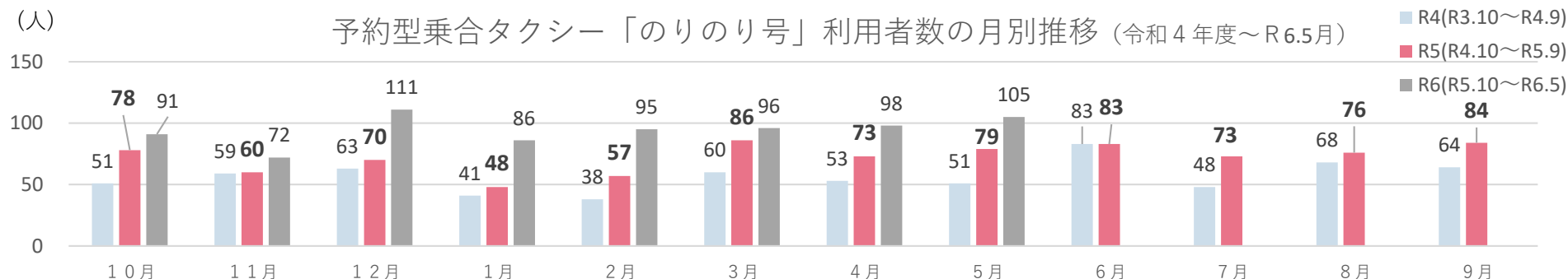
年度	運行便数	運行日数	利用者数	1便当たり利用者	1日当たり利用者
実証実験 R2.10.1～R3.2.28	105便	61日	162人	1.5人/便	2.6人/日
令和4年度 R3.10～R4.9	513便	202日	679人	1.3人/便	3.4人/日
令和5年度 R4.10～R5.9	611便	217日	867人	1.4人/便	4.0人/日

イ) 直近の利用状況

年月	利用者数	前年同月比	1便当たり利用者	1日当たり利用者	備考
令和6年 1月	86人	+79.2%	1.6人/便	4.5人/日	前年同月と比較すると、 利用者は増加している。
2月	95人	+66.7%	1.6人/便	5.0人/日	
3月	96人	+11.6%	1.5人/便	4.8人/日	
4月	98人	+34.2%	1.5人/便	4.7人/日	
5月	105人	+32.9%	1.5人/便	5.3人/日	

(人)

予約型乗合タクシー「のりのり号」利用者数の月別推移（令和4年度～R6.5月）



③ 予約型乗合タクシー

ウ) 運行事業費と収支率

年度	運行事業費	運行事業費の財源			収支率
		運賃収入	国庫補助	市補助金	
令和5年度 R4.10～R5.9	2,571,730円	518,150円	510,000円	1,543,000円	20.1%

エ) 登録者数と利用者の分析

登録者数 (令和6年5月末時点)	実際に利用した登録者数	登録者のうち 実際に利用した人の割合
295人 ※網田地区、長部田地区、小部田地区 の約10.1%	105人	35.6%

4 令和7年度の目標値の設定について



第6次宇土市総合計画 後期基本計画 R5～R8

将来像

復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土

- ・他分野における地域公共交通へのニーズに対応
 - ・地域公共交通が果たすべき役割を達成する
- ⇒まちの可能性（ポテンシャル）を創出し、持続的なまちの発展を目指す

宇土市地域公共交通計画 R4～R8

基本方針

地域公共交通が“**輝く**”まち・宇土 -地域みんなで魅力的な地域公共交通を創出します-

計画の目標（今後の方向性）

- ①ニーズに沿ったまちづくりと連携した一体的な体系の構築
- ②地域が一丸となった持続可能な交通サービスの提供
- ③交通弱者に配慮したきめ細かい交通サービスの提供
- ④利用促進・需要創出に向けた機会づくり
- ⑤地域・行政・交通事業者の連携・協働による地域公共交通づくり

目的達成に向けた施策・事業

- 事業1・5) コミュニティ交通の見直し
事業2) 交通拠点の創出
事業3・4) 路線バス・福祉事業との連携
事業6) 交通弱者を対象とした運賃などの助成
事業7) 新たな運賃制度の導入
事業8) 地域公共交通に関する情報発信の強化
事業9) 地域公共交通利用啓発活動の実施
事業10) 企業との連携

令和7年度の目標値の設定



数値指標	現況値 (R5)	目標値 (R7)	R6～R7における具体的な取組
------	----------	----------	-----------------

目標①：移動ニーズを踏まえつつ、まちづくりと連携した一体的な地域公共交通体系の構築

1) 「行長しゃん号」の利用者数	10,974人/年	13,800人/年	・産交バスと連携したイベントの実施による集中的な意識啓発 ・無料運行を実施し、普段乗らない人への乗車機会を創出 ・公共交通計画に基づくルートの見直し ・市民会合などで説明会を実施
2) 「行長しゃん号」の収支率	10.6%	13%	
3) 地域拠点（JR宇土駅）の乗車人数	1,725人 (R4年度実績)	1,980人以上	
			宇土市地域公共交通マップを更新し、駅構内に設置

目標②：地域が一丸となった持続可能な地域公共交通サービスの提供

4) 路線バスに対する市財政負担額	45,276千円	42,439千円	路線バス三角線（三角～宇土間）を対象に、関係機関や近隣自治体と協議を行い、運行区間や運行本数などの見直しを行うとともに、代替交通の検討を行う
5) 70歳以上の地域公共交通利用率 （週一回以上）	5% (R3地域住民アンケート)	R8年度に評価実施予定 (R8年度目標値：10%以上)	
・ 高齢者の通いの場などで説明会を実施 ・ 福祉バス「あじさい号」との連携による運行の効率化			

目標③：交通弱者に配慮したきめ細かい地域公共交通サービスの提供

6) 「のんなっせ」の利用者数	5,390人	5,700人	・老朽化しているバス停の調査、整備を行い、安心して乗車可能となる環境を整備 ・無料運行を実施し、普段乗らない人への乗車機会を創出 ・地区に応じた運行区間、施設(宇土シティ)への乗入れ、運行本数などの見直し ・高齢者の通いの場などで説明会を実施 ・福祉バス「あじさい号」との連携による運行の効率化
7) 「のんなっせ」の1便当たり利用者数（路線ごと）			
網津・緑川線	4.4	5.4人	6) 同様の事業を実施
宇土北部線	2.3	3.0人	
轟線	0.9	2.0人	
花園北部線	2.7	3.3人	
花園南武線	2.0	2.5人	
8) 地域内路線の導入件数	0地区	0地区	先進自治体の事例の調査・研究

目標④：地域公共交通の利用促進・需要創出に向けた機会づくり

9) 地域公共交通マップ等の更新	作成	最新情報に更新	内容の更新
------------------	----	---------	-------

目標⑤：地域・行政・交通事業者の連携・協働による地域公共交通づくり

1 0) 地域公共交通に関する定期的な広報活動	5回/年	5回/年	・ 広報うと・各SNSを活用し、幅広い世代に地域公共交通について利用啓発を図る ・ 市内のイベント時に合わせ、公共交通の利用啓発を行う
1 1) 地域との共同による取り組み件数	4件/年	4件/年	
産交バスや各種団体と連携したイベント実施し、利用啓発を図る			

ミニバス「のんなっせ」轟線の減便等について（R6.10改正予定）

減便

毎週木曜日に、3便運行しているが、最終便の第3便の利用者が少ないため、第3便を廃止し、2便に減便する。【R5.10～R6.5の第3便の利用者⇒便当たり0.08人（3人÷35便運行）】

（単位：人）

R5.10～R6.5利用人数	第1便		第2便		第3便	
バス停名称	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車
下松山地域学習センター	0	0	0	1	1	0
打越区公民館	4	0	0	2	0	0
伊無田区公民館	0	0	0	0	0	0
栗崎公園前	0	0	0	0	0	0
馬場	7	0	0	3	0	0
轟地区公民館	0	0	0	0	0	0
石橋・佐伯商店前	0	0	0	0	0	0
轟水源前広場	3	0	0	1	2	0
宮庄	0	0	0	0	0	0
椿原（南）	0	0	0	0	0	0
飯塚区公民館	1	0	0	1	0	0
椿原区公民館	1	0	0	0	0	0
椿原（北）	17	0	0	16	0	0
吉野整形前	0	0	0	0	0	0
宇土市役所前	0	2	5	0	0	0
宇土三丁目	0	5	4	0	0	1
市民会館前	0	2	1	0	0	0
宇土市運動公園前	0	9	2	0	0	0
旭町	0	0	0	0	0	0
宇土本町六丁目	0	9	6	0	0	0
西城の浦	0	0	0	0	0	0
駅前団地	0	4	4	0	0	0
宇土駅前	0	1	0	0	0	0
宇土駅西口	0	1	2	0	0	2
合計	33	33	24	24	3	3

利用者の少ない
「第3便」を廃止



轟線

毎週木曜日運行

停留所	1便	3便	停留所	2便
①下松山地域学習センター	8:55	12:10	①宇土駅西口	11:32
②打越区公民館	9:00	12:15	②宇土駅前	11:33
③伊無田公民館	9:02	12:17	③駅前団地	11:34
④栗崎公園前	9:04	12:19	④西城の浦	11:35
⑤馬場	9:07	12:22	⑤宇土本町六丁目	11:36
⑥轟地区公民館	9:08	12:23	⑥旭町	11:37
⑦石橋・佐伯商店前	9:09	12:24	⑦宇土市運動公園前	11:38
⑧轟水源前広場	9:10	12:25	⑧市民会館前	11:39
⑨宮庄	9:12	12:27	⑨宇土三丁目	11:41
⑩椿原（南）	9:14	12:29	⑩宇土市役所前	11:42
⑪飯塚区公民館	9:15	12:30	⑪吉野整形前	11:43
⑫椿原区公民館	9:18	12:33	⑫椿原（北）	11:45
⑬椿原（北）	9:19	12:34	⑬椿原区公民館	11:46
⑭吉野整形前	9:21	12:36	⑭飯塚区公民館	11:49
⑮宇土市役所前	9:22	12:37	⑮椿原（南）	11:50
⑯宇土三丁目	9:23	12:38	⑯宮庄	11:52
⑰市民会館前	9:25	12:40	⑰轟水源前広場	11:54
⑱宇土市運動公園前	9:26	12:41	⑱石橋・佐伯商店前	11:55
⑲旭町	9:27	12:42	⑲轟地区公民館	11:56
⑳宇土本町六丁目	9:28	12:43	㉑馬場	11:57
㉒西城の浦	9:29	12:44	㉓栗崎公園前	12:00
㉔駅前団地	9:30	12:45	㉕伊無田区公民館	12:02
㉖宇土駅前	9:31	12:46	㉗打越区公民館	12:04
㉘宇土駅西口	9:32	12:47	㉙下松山地域学習センター	12:09

車両追加

利用者数に応じた効率的な運行を行うため、轟線で使用する常用車両に「5人乗り車両」を1台追加する。



常用車両 10人乗り【1台】



変更後

常用車両 10人乗り【1台】
5人乗り【1台】



変更前

予備車両 5人乗り【2台】



変更後

予備車両 5人乗り【1台】



宇土市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(目的)

宇土市内において、高齢者等の移動手段を持たない方の通院・買い物等の日常生活の移動の確保や郊外部の交通空白地から市街地部への移動の確保、及び利用ニーズの高い医院や商業施設、公共施設間の移動を確保することを目的とする。

(必要性)

宇土市郊外部の交通空白地においては、日常の通院・買い物施設(主に宇土市街地部)への移動手段がなく、通院・買い物施設の施設間の移動が困難である。

そのため、既存の公共交通網を補完する目的で、郊外部の交通空白地において小回りのきくワゴン車等で巡回する乗合タクシー（ミニバス）の導入と市街地の医院や買い物施設を回遊する循環バス（コミュニティバス）を導入し、JR宇土駅とバス交通の連携強化を行った。また、従前より交通空白地域となっており高齢化率が高い宇土市網田地区へ予約型乗合タクシーを導入し、利便性の向上を図る。地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス・ミニバス・予約型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

事業の目標に対する数値指標及び目標値は次のとおりとする。
(宇土市地域公共交通計画 P.104 参照)

【コミュニティバス】

系統名	数値指標	実績値		目標値	
		R5 年度	R7 年度	R8 年度	
内回り線・外回り線	年間利用者数	10,974 人	13,800 人	10,000 人以上	
	収支率	10.58%	13%	15%以上	

【ミニバス】

系統名	数値指標	実績値		目標値	
		R5 年度	R7 年度	R8 年度	
全系統	年間利用者数	5,390 人	5,700 人	6,000 人	
網津・緑川線	1 便あたりの利用者数	4.4 人	5.4 人		
宇土北部線		2.3 人	3.0 人		
轟線		0.9 人	2.0 人		
花園北部線		2.7 人	3.3 人		
花園南部線		2.0 人	2.5 人		

【予約型乗合タクシー】

系統名	数値指標	実績値			目標値	
		R5 年度	R7 年度	R8 年度		
網田地区	年間利用者数	867 人	1,107 人		870 人以上	
	収支率	20.15%	25.8%		30%以上	

※予約型乗合タクシーについては、地域公共交通計画策定時点において運行開始直後ということもあり、地域公共交通計画本体に数値指標を記載していないため、本項目で個別に設定している。

(2) 事業の効果

本事業でコミュニティバス・ミニバス・予約型乗合タクシーを維持することにより、郊外部の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保され、市街地部の回遊性が向上し、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者の状況に応じたルート改正等を行い、利用者の利便性向上を図る。
(宇土市・産交バス)
- ・無料運行を実施することにより、利用者の裾野を広げ、利用者の増加を図る。
(宇土市・産交バス)
- ・バス停を整備し、分かりやすく安心して乗車してもらえるような乗車機会の創出を図る。
(協議会・宇土市)
- ・高齢者向けに福祉関係部署と連携し説明会や、子供向けの利用啓発イベントを行う。
(協議会・宇土市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

- ① 予定している時刻、運行予定期間（別添「運行系統時刻表」参照）
- ② 運行事業者の決定の経緯
H24年第2回（H24.7.11）宇土市地域公共交通会議で承認後、九州運輸局へ事業認可申請を行う。
R3年第1回（R3.6.25）宇土市地域公共交通会議で承認後、九州運輸局へ事業認可申請を行う。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

宇土市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者が管理する運行記録簿から、運行便数、利用者数、運賃収入額等を把握し、収支率を算出することとしている。

7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内リーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- | | |
|--|---------------------------------|
| ・平成 23 年 06 月 29 日 (H23 第 1 回) | 協議会設立、事業内容について協議 |
| ・市民アンケート調査実施(平成 23 年 11 月 17 日～平成 23 年 12 月 5 日) | |
| ・平成 23 年 12 月 19 日 (H23 第 2 回) | 調査内容について報告 |
| ・平成 24 年 01 月 25 日 (H23 第 3 回) | 新公共交通システムの方針について協議 |
| ・宇土市生活交通ネットワーク計画に係るパブリコメ実施(平成 24 年 3 月 2 日～3 月 13 日) | |
| ・平成 24 年 03 月 14 日 (H23 第 4 回) | 宇土市生活交通ネットワーク計画及び試行運行の報告 |
| ・平成 24 年 05 月 29 日 (H24 第 1 回) | 平成 25 年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認 |
| ・平成 24 年 07 月 11 日 (H24 第 2 回) | 運行事業計画の承認 |
| ・平成 25 年 02 月 20 日 (H24 第 3 回) | 運行区域拡大や乗合タクシーの愛称について協議・承認 |
| ・平成 25 年 07 月 23 日 (H25 第 2 回) | 平成 26 年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認 |
| 平成 26 年 02 月 05 日 (H25 第 3 回) | 平成 26 年 4 月からの運行計画及びフリー乗降区間設定の協 |

承認

- ・平成 26 年 06 月 17 日 (H26 第 1 回) 平成 27 年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認
- ・平成 26 年 08 月 27 日 (H26 第 2 回) 運行計画変更についての協議・承認
- ・平成 27 年 06 月 16 日 (H27 第 1 回) 平成 27 年 10 月からの運行計画の協議
- ・平成 27 年 07 月 28 日 (H27 第 2 回) 平成 28 年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- 平成 28 年 06 月 (H28 書面協議) 熊本地震の影響によるルート変更及び平成 29 年度

承認・協議の計画改善維持確保確交通生活

- ・平成29年06月26日(H29 第1回) 平成30年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・平成30年06月19日(H30 第1回) 平成31年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・令和元年06月25日(R1 第1回) 令和2年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・令和2年07月10日(R2 第1回) 令和3年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・令和3年06月25日(R3 第1回) 令和4年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・令和4年06月29日(R4 第1回) 令和5年度地域公共交通計画の協議・承認
- ・令和5年06月27日(R5 第1回) 令和5年度地域公共交通計画の変更協議・承認
- ・令和5年06月27日(R5 第1回) 令和6年度地域公共交通計画の協議・承認
- ・令和6年01月23日(R5 第2回) 令和6年度地域公共交通計画の変更協議・承認
- ・令和6年06月27日(R6 第1回) 令和7年度地域公共交通計画の協議・承認(予定)

19. 利用者等の意見の反映状況

市民アンケート調査、区長等へのヒアリング調査、各地区での地区説明会、沿線世帯個別訪問、利用者アンケート等を実施し、市民の意見収集を図ったほか、本計画について、地域公共交通会議で協議を行っており、住民意見を十分に反映している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 宇土市蒲田町5-1番地

宇土市 企画課

三井物産(株)

(電話) 0964-27-3305

(e-mail) kikaku01@city.uto.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
宇土市	(有)西田タクシー	(1) 網津・緑川線	赤木防火水槽	網津・緑川	宇土駅西口	往 15.9km 復 15.9km	155日	232.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	(有)西田タクシー	(2) 宇土北部線	住吉団地	緑川・走潟	宇土駅西口	往 18.km 復 18.km	154日	231.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	宇城タクシー(有)	(3) 轟線	下松山地域学習センター	轟地区公民館	宇土駅西口	往 12.9km 復 12.9km	51日	51.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	宇城タクシー(有)	(4) 花園北部線	三日区公民館	上古閑	宇土駅西口	往 15.2km 復 15.2km	103日	206.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	宇城タクシー(有)	(5) 花園南部線	百合ヶ丘	松山コミュニティセンター	宇土駅西口	往 12.km 復 12.km	103日	206.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	産交バス(株)	(6) 循環線	宇土シティモール南口	宇土市民会館前・宇土駅前	宇土シティモール南口	循環 11.4km 11.8km	314日	2,512.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅東口にて接続	③
	宇城タクシー(有)	(7) 網田地区		網田地区 網津地区		.km .km	258日	1,548.0回			区域	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	宇土市
(単位:人)	
人口集中地区以外	25,955
交通不便地域等	36,270

交通不便地域等の内訳		
人口	対象地区	根拠法
36,270	宇土市全域	半島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	R4.2.28	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)) (実施要領の2. (1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

今後のスケジュール



日程	項目	備考
6月27日	第1回会議	運行計画案等の承認
6月28日	地域公共交通確保維持事業 計画認定申請	地域公共交通計画の申請期限 (国土交通省)
7月～8月	事業認可申請 バス停確認・整備	国土交通省へ事業者から事業認可申請提出 整備が必要なバス停を確認し、場所を特定
9月	バス停設置	停留所の更新等
10月	イベント開催	乗り方教室の実施
	無料運行	ミニバス・コミバス無料運行の実施
11月	宇土市産業祭での 行長ちゃん号無料運行	通常日曜日は運休になるが、宇土市産業祭が開催される場合は、行長ちゃん号の無料運行を実施予定
1月	第2回会議	事業評価

※随時 ・ SNSを活用した定期的な情報発信
・ 市民向け説明会の実施

※時期未定 熊本連携中枢都市圏（熊本市近隣自治体
（20市町））で「バス・電車無料の日」
を実施（11月～12月のうち1日）

コミュニティバス「行長しゃん号」ルート見直しについて【R6.10改正予定としていた案件】



R5第1回・第2回会議における検討事項

ア 市内医療機関移転に伴うルート見直し

(左図：医療機関 ● 新設ルート |)

イ 運行区間の短縮

(左図：青色部分 ■ を廃止)

ウ 運行本数の増加

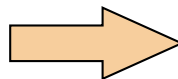
エ 運行曜日の追加

運行していない日曜日の運行を検討

検討結果



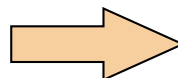
ア 市内医療機関移転に伴うルート見直し
(医療機関 新設ルート)



医療機関からバス停新設の取り下げ意向あり。ルート見直しは行わない。

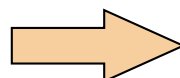
イ 運行区間の短縮
(前ページの青色部分を廃止)

	廃止予定停留所	R 5.11 利用者数	R 6.5 利用者数
①	宇土三丁目	26人	29人
②	宇土本町五丁目	12人	22人
③	宇土駅東口	63人	49人
④	クロス21U T O	28人	23人
⑤	トライアル前	32人	38人



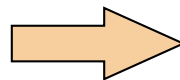
R 5.11月と R 6.5月の利用者数を比較すると、「クロス21UTO」と「トライアル前」は、一定数利用がある。
よって、青色部分は廃止せず、既存ルートのままとする。

ウ 運行本数の増加



上記ア及びイに伴うルート見直しを行わないため、運行本数の増加に対応する時間的余裕がない。運行本数は既存のままとする。

エ 運行曜日の追加
運行していない日曜日の運行を検討

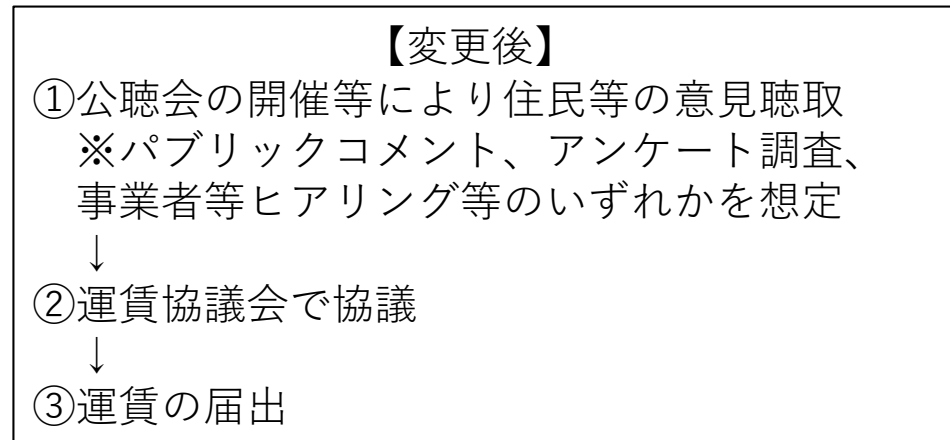
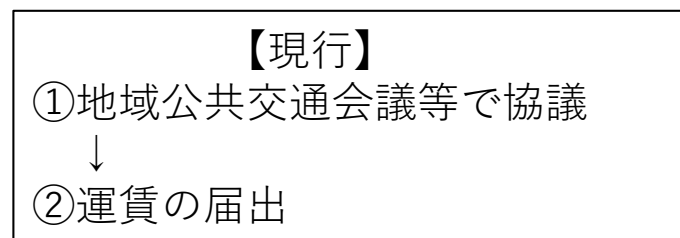


アンケート結果などから、日曜日は自家用車を利用する人が多く、コミュニティバスの利用増加は見込めない。また、運行事業者の勤務体制の確保が厳しいため、日曜日の運行は行わない。

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、協議方法等の取扱いが変更になりました。

■変更概要

令和5年10月1日付けで道路運送法が改正施行され、今後、運賃の協議については、地域公共交通会議等ではなく、新たに設置する運賃協議会（法第9条第4項定める協議会をいう。）において協議することになります。 ※運賃以外の項目は、引き続き地域公共交通会議等で協議



■地域公共交通会議等における今後の対応

本市においては、宇土市地域公共交通会議設置条例（平成20年条例第5号）第2条（協議事項）において、地域公共交通会議で運賃・料金等を協議すると規定しているため、運賃を取り扱う協議会を別途設置するための条例改正議案を令和6年9月市議会定例会に上程する予定です。

■宇土市地域公共交通会議設置条例（平成20年3月21日 条例第5号） 【抜粋】

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

■道路運送法（昭和26年6月1日 法律第183号） 【抜粋】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- (1) 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- (4) 第1号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第1号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

今般の道路運送法（以下「運送法」という。）改正により、一般乗用旅客自動車運送事業に係る協議運賃制度が創設されました。また、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、協議方法等の取扱いが変更となりました。

改正前 地域公共交通会議等にて協議

構成員＜運送法施行規則第9条の3＞

- ①市町村長又は都道府県知事
- ②一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③バス協会、タクシー協会等
- ④住民又は旅客
- ⑤地方運輸局長
- ⑥労働組合
- ⑦道路管理者、都道府県警察、学識経験者 等

※運賃以外の項目は、
引き続き地域公共交通会議等で協議



改正後

公聴会等の開催（第9条第5項※1）

＋新協議会（以下、運賃協議会※2）にて協議（第9条第4項）

構成員＜運送法第9条第4項＞

- ①市町村又は都道府県
- ②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）
- ③地方運輸局長
- ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

※1 運送法第9条第5項に定める措置

→市町村又は都道府県は、協議運賃の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

□実施方法（一例）

・公聴会の開催 ・パブリックコメントの募集 ・地域住民に対するアンケート調査、関係する事業者等へのヒアリング 等

※2 運送法第9条第4項に規定する協議会について、本資料においては、便宜上「運賃協議会」といいます。

【「運賃協議会」の概要】

■協議事項

・地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議

■構成員

- ①市町村又は都道府県 ②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用） ③地方運輸局長
④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

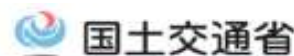
} 協議を行う構成員は①～④に限定

■留意事項

・構成員を限定する観点から、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合においては、上記①～④以外の構成員を退室させる又は別室で行う等、十分注意が必要

宇土市予約型乗合タクシー「のりのり号」デジタル化実証事業について

「共創・MaaS実証プロジェクト」(令和6年度)について



地域の多様な関係者の「共創」により地域交通の維持・活性化に取り組む実証プロジェクト等を支援します！

1. 共創モデル実証運行事業

※運行（次年度に運行する場合や既存運行を活用する場合を含む）を伴う実証事業が対象となります。
運行の交通モード（鉄道・路線バス・デマンド交通・自家用有償旅客運送・タクシー・航路など）は問いません。

交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む実証事業

【補助対象事業者】 交通事業者等を含む複数の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等
(「共創プラットフォーム」)

【補助対象経費】 ・事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等
・事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費
・実証事業に要する経費

※「官民共創」、「交通事業者間共創」、
「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」



<補助率> 地域の類型に応じて、メリハリつけた支援を展開します！(補助上限額：1億円)

A 中小都市、過疎地など 【人口10万人未満の自治体】	B 地方中心都市など 【人口10万人以上の自治体】	C 大都市など 【東京23区・三大都市圏の政令指定都市】
500万円以下は定額 500万円超部分は2/3	補助率 2/3	補助率 1/2

2. モビリティ人材育成事業

地域公共交通のリ・デザインを推進するため、モビリティ人材(交通に関する知見・データ活用のノウハウ・コーディネートスキル等を有する人材)の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業

【補助対象事業者】 地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う、都道府県・市町村・交通関係団体・まちづくり団体等の民間事業者・NPO法人等

【補助対象経費】 地域交通分野におけるモビリティ人材の育成に関する取組実施経費

【補助率・上限額】 定額(上限3千万円)

上記1及び2の応募にあたっては、
実施地域の自治体等から推薦を得て
いることを要件とします。

※「日本版MaaS推進・支援事業」については、令和6年4月以降に別途公募します。

募集期間 令和6年2月27日～4月5日16:00
(1次公募) ※4月下旬以降、2次公募を予定

問合せ先 事務局(パシフィックコンサルタンツ株式会社)
各地方運輸局交通政策部交通企画課等

応募方法の詳細・問合せ先は特設ウェブサイトへ！

採択審査のポイント等は「公募要領」をご確認ください。

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

地域交通 共創

検索

事業の基礎情報

実施主体	宇土市
事業実施地域	宇土市
共創の類型	官民共創 ・ 他分野共創
他分野共創の類型	医療・介護・福祉 ・ その他（マーケティング・システム構築）
共創パートナー	宇土市社会福祉協議会・宇土市西部老人福祉センター
運行形態	乗合タクシー
運行主体	宇城タクシー有限会社

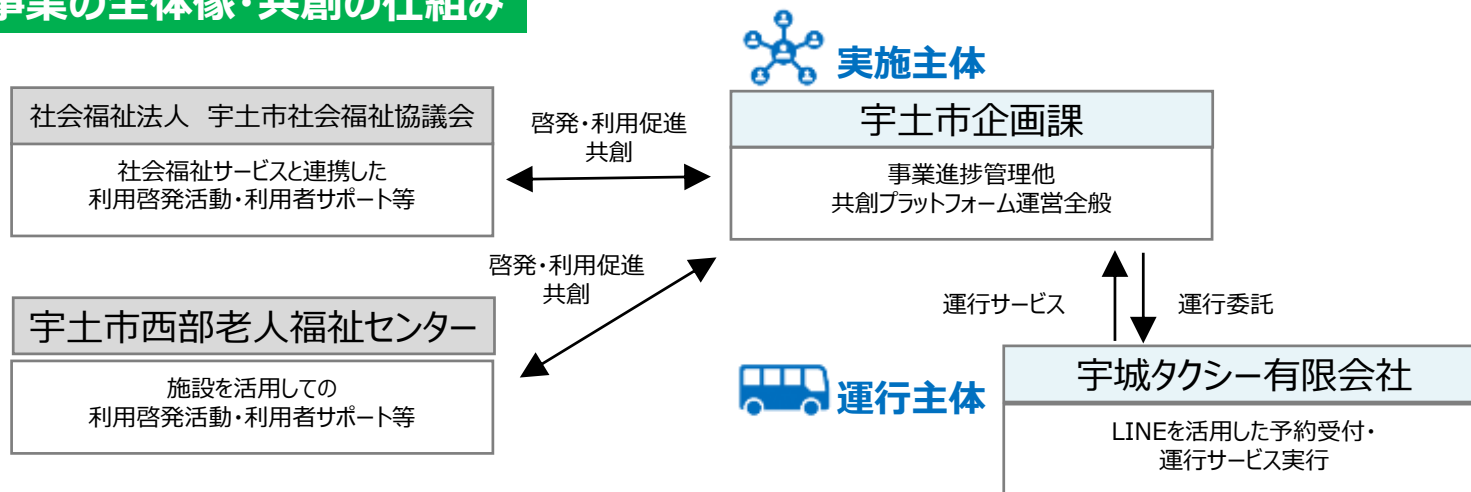
取組の概要

（現状の地域課題と事業目的） 宇土市西部エリアの高齢化率は48.8%（R5.3末時点）となり、免許返納率（R3.10時点約8%）も高まっている。また、路線バスの減便もあり、今後急速に移動困難な住民が増加していく。現在、西部エリアから市中心部への通院・買い物の手段として運行している予約型乗合タクシー「のりのり号」は宇城タクシー（有）が運行を担っているが、ドライバーの高齢化や人員不足の中、予約・配車・運行記録等をアナログで行っており、業務負荷が限界まできている状況。業務負荷を低減し、「のりのり号」を持続・拡張していくために、高齢者でも使用しやすい予約・運行システムのデジタル化に取り組む。

（事業の概要）

- ①運行主体：宇城タクシー（有）➡②予約型乗合タクシー予約受付・運行管理のデジタル化➡③業務効率改善・拡張検討
- ①社会福祉協議会（福祉サービス）➡②「のりのり号」利用啓発活動、利用登録証取得サポート➡③各種福祉サービス利用促進
- ①西部老人福祉センター（高齢者施設）➡②「のりのり号」利用啓発活動・各種サポート、スマホ教室➡③施設サービス・CS向上
- ①システム事業者（マーケティング・システム構築）➡②LINE活用の予約・運行管理システム➡③高齢者にも利用しやすい予約サービス導入

事業の全体像・共創の仕組み



取組の詳細

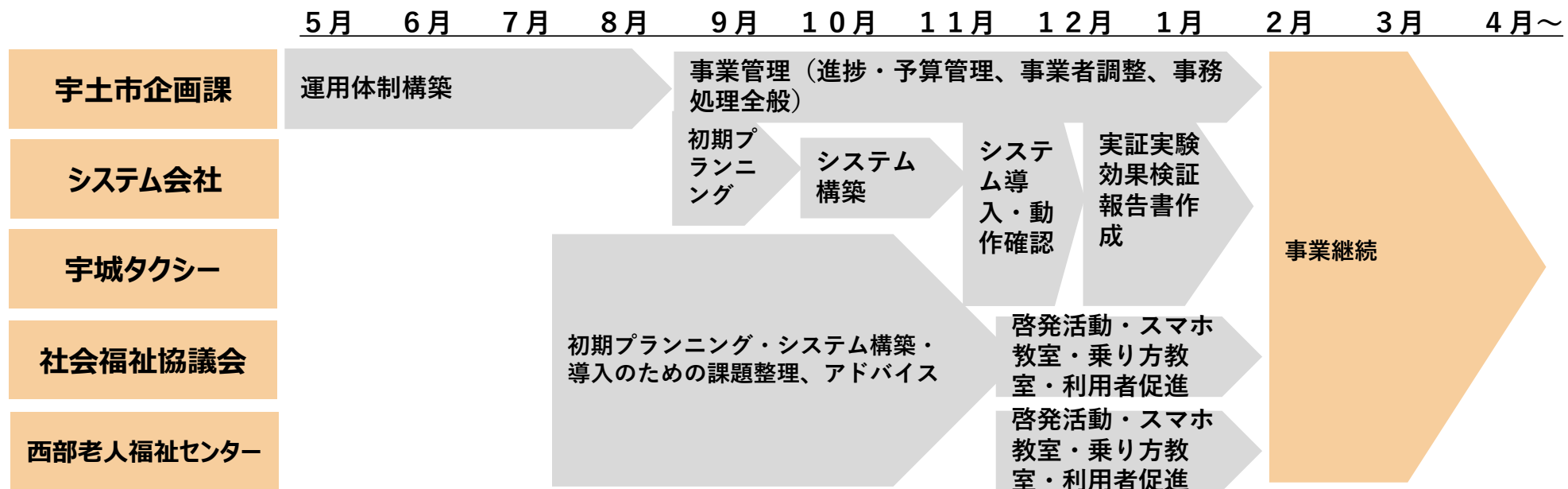
(地域の関係者との連携・協働) これまで宇土市企画課（広報・利用者登録・補助金等）と宇城タクシー（予約・運行サービス）で、西部エリアと市中心部をつなぐ交通手段として、運行してきた予約型乗合タクシー「のり号」の予約・運行管理をデジタル化するため、高齢者にも使いやすい設計となっているLINE予約・運行管理システムを導入。社会福祉協議会と西部老人福祉センターとの共創により、利用啓発活動・利用促進を加速。移動困難な西部エリア高齢者の通院、買い物、福祉サービス利用を、「のり号」による持続可能な交通システムで支えていく。

(実証事業により見込まれる効果)

- ① 宇城タクシーの業務負荷軽減
- ② 「のり号」利用者増（年間延べ利用者1000人目標・前年度比約115%）
 - ➡ 高齢者の総移動量増。それに伴う地域経済活性化、健康寿命延伸等。
- ③ LINE予約数（年間延べ200人目標）
 - ➡ 高齢者のデジタルリテラシー向上。それに伴う福祉サービス他利用増、安全・安心な暮らし環境整備の推進。

取組の詳細

(事業実施手順・スケジュール)



(補助事業実施後の予定)

LINE予約・運行管理システムを導入後は、毎月のシステム使用・メンテナンス・運行ルート見直し等に関わる費用と、更なる利用増のための各種啓発活動やスマホ教室（LINE講座）に関わる費用を想定。

地域全体の交通課題を鑑みながら、宇城タクシーの予約・配車業務負荷を軽減、「のりのり号」を路線バス代替手段として拡充することで、公共交通関係全体の財政負担減の検討も図る。

将来的には、更なる財政負担減と市民の利便性向上のために、今回のデジタル化によって培った基盤をベースに公共交通を持続可能なものとするため、マイカーを活用した市民ドライバーによるライドシェア（自家用有償運送）の導入等も検討していく。

本市の地域公共交通に関する要望及び課題について

1 予約型乗合タクシーのエリア拡充要望

【概要】

現在の対象エリア：網田地区、長部田地区、小部田地区

上記3地区以外のエリアである、宇土地区、走潟地区、網津地区(長部田地区、小部田地区を除く。)からも対象にしてほしいと要望が挙がっている。

2 交通空白地の高齢者に対するタクシー券の要望

【概要】

宇土地区では、地域公共交通のバス停から離れた地域にお住まいの高齢者から、買物や通院のために、タクシー券を配布してほしいと要望が挙がっている。

3 交通事業者のドライバー不足、勤務時間制限等の問題

【概要】

ドライバーの高齢化問題に加え、令和6年4月から、自動車運転業務の法定労働時間が短縮されたことも影響し、ドライバー不足が今後の持続化の大きな課題である。

4 地域公共交通の在り方について～ライドシェアの活用～

【概要】

交通事業者のドライバーの高齢化及び人員不足の現状により、将来的に、市民の日常生活において「移動の自由」に支障を来す時期が到来するおそれがある。国においても、一般のドライバーが自家用車で乗客を運ぶことができる「ライドシェア」を推進している。今後の本市の公共交通の在り方を検討していく中で、ライドシェアの導入も見据えていく必要がある。